

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料
十四万七千円

イ 手数料の改定

(例) 危険物取扱者免状交付手数料
現行 二千八百円
改正後 二千九百円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、二(一)イの一部は同年五月一日、二(三)の一部は公布の日